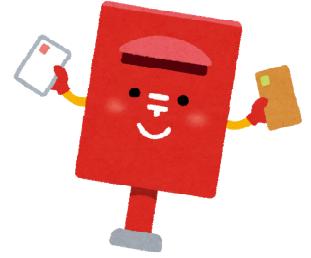


医療費支給に係る郵便申請のご案内



必要な手続きについて

当てはまる手続きのご案内にお進みください

- ・愛知県外で病院等にかかった、又は医療費受給者証を使わずに病院等にかかった（1～3割自己負担している）・・・①へ
- ・マイナ保険証（または資格確認書など）も、医療費受給者証も使わずに病院等にかかった（10割自己負担している）・・・②へ
- ・医療用装具（眼鏡やコレセット等補装具と呼ばれるもの）を作った・・・③へ
- ・令和3年4月1日～令和6年9月30日診療日時点で高校生世代の方が入院した・・・①へ（令和3年4月1日～令和4年12月31日診療日までは非課税世帯のみ対象です。）

申請方法

- ① 愛知県外で病院等にかかった、又は医療費受給者証を使わずに病院等にかかった（1～3割自己負担している）場合

◎ 必要書類

- ・医療費支給申請書
- ・1～3割負担した領収書（原本）
- ・受診された方の保険の資格が確認できる書類（資格情報のお知らせ等）の写し

※社会保険加入者かつ自己負担額が21,000円を超える場合は先にご加入の健康保険組合に高額療養費の対象であるか確認し、以下の通りご対応下さい。（マル福は除く）

【該当の場合】

健康保険組合から送付される高額療養費の支給の通知の原本を添付し、申請書と一緒にご提出ください。

【非該当の場合】

申請書の右下に非該当の旨を記入してください。

② マイナ保険証（または資格確認書など）も、医療費受給者証も使わず病院等にかかった（10割自己負担している）場合

※ 市での手続き前に、まずご加入の健康保険組合等から7～9割分の返還を受けてください。

◎ 必要書類

- ・医療費支給申請書
- ・10割負担した領収書（原則原本）

※ただし、ご加入の健康保険組合等に原本を提出された場合は、写しでも可

- ・受診された方の保険の資格が確認できる書類（資格情報のお知らせ等）の写し
- ・【社会保険加入者のみ】ご加入の健康保険組合等からの支給決定通知書等（原本）

※8割または7割分の返還を受けたことがわかる書類

③ 医療用装具（子ども用眼鏡やコルセット等補装具と呼ばれるもの）を作った

※ 市での手続き前に、まずご加入の健康保険組合等から7～9割分の返還を受けてください。

◎ 必要書類

- ・医療費支給申請書
- ・10割負担した領収書（原則原本）

※ただし、ご加入の健康保険組合等に原本を提出された場合は、写しでも可

- ・装着証明書・医師の作成指示書等（原則原本）

※ただし、ご加入の健康保険組合等に原本を提出された場合は、写しでも可

- ・受診された方の保険の資格が確認できる書類（資格情報のお知らせ等）の写し
- ・【社会保険加入者のみ】ご加入の健康保険組合等からの支給決定通知書等（原本）

※8割または7割分の返還を受けたことがわかる書類

申請後の流れ

市役所に申請書類一式を送付

↓ 2か月～

ご指定の口座に該当金額を振り込みます

※申請内容で確認事項がある場合は、お電話で連絡する場合があります。

必ず、申請書にご連絡先をご記入ください。

※医療費の支給申請は診療日から5年以内に行ってください。

送付先

住所 〒480-1196 長久手市岩作城の内 60 番地 1

宛先 長久手市役所福祉部保険医療課医療係